

白子町設計違算に関する事務取扱要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、建設工事の入札に係る設計違算が生じた場合の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において「設計違算」とは、単価の適用誤り、数量の誤り、費用の計上漏れ等の理由による入札に係る設計金額の誤りをいう。なお、設計図書等の積算数量等の不整合は含まないものとする。

(開札前の対応)

第3条 入札の開始後、開札までの間に設計違算があることが判明した場合は、当該入札を無効とし、入札の手続を中止する。ただし、設計違算の内容及び金額の誤りが軽微である場合は、当該設計違算を訂正し、かつ、当該設計違算に係る部分の契約上の取扱いを入札参加者に通知することにより、入札手続を続行することができるものとする。

(落札決定前の対応)

第4条 開札後、落札者の決定までの間に、白子町建設工事の積算疑義申立手続に関する取扱要綱（以下「積算疑義申立手続要綱」という。）に基づく入札に係る設計書の積算に係る疑義の申立てにより設計違算が判明した場合は、積算疑義申立手続要綱に基づき処理するものとする。

2 前項に規定する場合のほか、開札後、落札の決定までの間に、設計違算があることが判明した場合は、積算疑義申立手続要綱第6条第1項及び第2項の規定を準用する。

3 前2項の場合において、積算疑義申立手続要綱第6条第1項（前項において準用する場合を含む。）の規定により入札を無効としたときは入札の手続を中止し、及び落札候補者の決定を取り消し、入札を有効としたときは入札の手続を続行し、落札者を決定するものとする。

(契約締結前の対応)

第5条 落札者の決定後、契約の締結までの間に設計違算があることが判明した場合は、当該入札の手続を中止し、及び落札者の決定を取り消すものとする。

2 前項に規定する場合において、落札者に変更が生じず、かつ、当該設計違算の内容及び金額が軽微であるときは、同項の規定にかかわらず、当該入札の手続を続行し、契約を締結することができるものとする。

(契約締結後の対応)

第6条 契約の締結後に設計違算があることが判明した場合は、原則として、当該契約の相手方と

の合意により当該契約を解除するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、変更契約を締結するものとする。

(1) 落札者に変更が生じる場合において、当該契約の履行状況等によりその契約を解除することが困難であると町長が認めるとき。

(2) 落札者に変更が生じない場合において、当該設計違算の内容及び金額の誤りが軽微であるとき。

(3) 落札者に変更が生じない場合において、当該設計違算の内容及び金額の誤りが軽微でなく、かつ、当該契約の履行状況等によりその契約を解除することが困難であると町長が認めるとき。

2 前項本文の規定により契約を解除する場合は、当該契約の相手方は、当該契約の解除によって生じた損害の賠償を町に請求することができる。

(その他の対応)

第7条 第4条第3項の規定により落札者を決定する場合、第5条第2項の規定により契約を締結する場合及び前条ただし書の規定により変更契約を締結する場合は、設計金額を訂正し、当該落札者又は契約の相手方に通知するものとする。

附 則

この告示は、令和5年2月10日から施行する。

附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。